

第 13 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和 26 年 3 月条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2～11 [略]	2～11 [略]
12 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の項に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定に	12 法第 22 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の <u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の欄に掲げる基準給料月額のうち、第 2 項の規定に

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第4条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

より当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、正規の勤務時間を一般の職員の勤務時間（勤務時間条例第2条第1項の規定による短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員、第4条の3に規定する任期付短時間勤務職員又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に該当する職員をいう。以下同じ。）以外の職員の勤務時間をいう。以下同じ。）で除して得た数を乗じて得た額とする。

13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）の職務の級は、別表第7の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。

14 [略]

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円(借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円)
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。ただし、人事委員
会規則で特に定める者については、
これらの額に15,000円を超えない範
囲内において、人事委員会規則で定
める額を加算した額とすることがで
きる。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 医療職給料表(1)の適用
を受ける職員又はこれに準ずる者で
あつて人事委員会規則で定めるもの
の職のうち採用による欠員の補充が
困難であると認められる職で人事委
員会規則で定めるものには、月額
251,700円を超えない範囲内の額を、
採用の日の属する月の翌月(その日
が月の初日であるときは、その日の
属する月)から35年以内の期間、初任
給調整手当として支給する。

(住居手当)

第8条の3 [略]

2 住居手当の支給区分及びその月額
は、4,000円(借家又は借間を住居と
している者であつて人事委員会規則
で定めるものについては、19,000円)
を超えない範囲内において、人事委
員会規則で定める。

3 [略]

(初任給調整手当)

第10条の7 次の各号に掲げる職に新
たに採用された職員には、当該各号
に掲げる額を超えない範囲内の額
を、採用の日の属する月の翌月(その
日が月の初日であるときは、その日
の属する月)から、第1号に掲げる職
に係るものにあつては35年以内、第
2号に掲げる職に係るものにあつて
は21年以内、第3号に掲げる職に係
るものにあつては5年以内の期間、
初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受け
る職員又はこれに準ずる者であつ
て人事委員会規則で定めるものの

職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 251,700円

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 8,500円

(3) 前2号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 2,500円

2、3 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6、7 [略]

(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等を支給する。

2、3 [略]

(特定の職員についての適用除外及び特例)

第16条の3 [略]

2～5 [略]

6 任期付職員法第4条の規定により採用された職員については、第4条第6項から第11項まで及び第8条の2第4項の規定は、適用しない。

7、8 [略]

(期末手当等)

第19条 職員に対しては、別に条例の定めるところにより、期末手当等(会計年度任用職員にあつては、期末手

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1
号に掲げる職員(以下「パートタイム
会計年度任用職員」という。)の給与
は、前各条(第19条を除く。)の規定
にかかわらず、フルタイム会計年度
任用職員に支給される給料に相当す
る報酬(以下「基本報酬」という。)、
第8条の2(第4項を除く。)、第10
条、第10条の6、第10条の7及び第13
条から第16条の2までの規定により
フルタイム会計年度任用職員に支給
される手当の例により計算して得た
額の報酬並びに第19条の規定による
期末手当等とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。

当)を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の
給与等)

第20条の2 法第22条の2第1項第1
号に掲げる職員(以下「パートタイム
会計年度任用職員」という。)の給与
は、前各条(第19条を除く。)の規定
にかかわらず、フルタイム会計年度
任用職員に支給される給料に相当す
る報酬(以下「基本報酬」という。)、
第8条の2(第4項を除く。)、第10
条、第10条の6、第10条の7及び第13
条から第16条の2までの規定により
フルタイム会計年度任用職員に支給
される手当の例により計算して得た
額の報酬並びに第19条の規定による
期末手当とする。

2～10 [略]

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。

3 [略]	3 [略]
別表第2 消防職給料表(第3条関係)	別表第2 消防職給料表(第3条関係)
[略]	[略]
備考	備考
1 [略]	1 [略]
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に <u>5,000円</u> をそれぞれ加算した額とする。	2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に <u>3,700円</u> をそれぞれ加算した額とする。
3 [略]	3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア [略]

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		[略]	[略]	314,200 (333,800) (353,400) (381,900)	[略]	[略]

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		[略]	[略]	314,200	[略]	[略]

備考

備考

1、2 [略]

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

ウ、エ [略]

ウ、エ [略]

オ 教育職給料表(5)

オ 教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600 (325,000) (353,400) (381,900)	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は総括主幹教諭及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、中段の括弧内の給料月額は専門官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は統括官及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		[略]	[略]	298,600	[略]	[略]

備考

1、2 [略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	167,100	192,900	224,800			
	2	168,200	194,600	226,600			
	3	169,300	196,300	228,400			
	4	170,400	198,000	230,100			
	5	171,500	199,600	231,800			
	6	172,600	201,300	233,500			
	7	173,700	203,000	235,200			
	8	174,800	204,700	237,000			
	9	176,100	206,200	238,800			
	10	177,500	207,900	240,500			
	11	178,800	209,500	242,200			
	12	180,100	211,100	243,800			
	13	181,200	212,700	244,900			
	14	182,500	214,500	246,700			
	15	183,800	216,300	248,500			
	16	185,100	218,100	250,100			
	17	186,600	219,700	251,400			
	18	188,200	221,700	253,300			
	19	189,800	223,700	255,200			
	20	191,400	225,700	257,100			
	21	192,900	227,700	258,500			
	22	194,600	229,300	260,500			
	23	196,300	230,900	262,500			
	24	198,000	232,500	264,500			
	25	199,600	234,000	265,800			
	26	201,300	235,400	267,600			
	27	203,000	236,900	269,400			
	28	204,700	238,400	271,200			
	29	206,200	239,400	272,500			
	30	207,900	241,000	274,500			
	31	209,500	242,600	276,500			
	32	211,100	244,200	278,500			
	33	212,700	245,400	279,900			
	34	214,500	247,200	281,800			
	35	216,300	249,000	283,800			
	36	218,100	250,700	285,700			
	37	219,700	251,900	286,900			
	38	220,600	253,600	288,700			
	39	221,500	255,300	290,400			
	40	222,400	257,000	292,200			
	41	223,400	258,100	293,600			
	42	224,200	259,500	295,400			
	43	225,000	260,900	297,000			
	44	225,800	262,300	298,800			
	45	226,500	263,100	300,100			
	46	227,500	265,000	302,000			
	47	228,500	266,900	303,800			
	48	229,500	268,800	305,600			
	49	229,800	270,200	306,900			
	50	230,800	272,000	308,800			
	51	231,800	273,900	310,700			
	52	232,800	275,800	312,500			
53	233,300	277,200	314,000				

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	[略]	[略]	[略]
	1	159,500	185,300	217,200			
	2	160,600	187,000	219,000			
	3	161,700	188,700	220,800			
	4	162,800	190,400	222,500			
	5	163,900	192,000	224,200			
	6	165,000	193,700	225,900			
	7	166,100	195,400	227,600			
	8	167,200	197,100	229,400			
	9	168,500	198,600	231,200			
	10	169,900	200,300	232,900			
	11	171,200	201,900	234,600			
	12	172,500	203,500	236,200			
	13	173,600	205,100	237,800			
	14	174,900	206,900	239,600			
	15	176,200	208,700	241,400			
	16	177,500	210,500	243,000			
	17	179,000	212,100	244,700			
	18	180,600	214,100	246,600			
	19	182,200	216,100	248,500			
	20	183,800	218,100	250,400			
	21	185,300	220,100	252,300			
	22	187,000	221,700	254,300			
	23	188,700	223,300	256,300			
	24	190,400	224,900	258,300			
	25	192,000	226,400	260,100			
	26	193,700	227,800	261,900			
	27	195,400	229,300	263,700			
	28	197,100	230,800	265,500			
	29	198,600	232,300	267,300			
	30	200,300	233,900	269,300			
	31	201,900	235,500	271,300			
	32	203,500	237,100	273,300			
	33	205,100	238,700	275,100			
	34	206,900	240,500	277,000			
	35	208,700	242,300	279,000			
	36	210,500	244,000	280,900			
	37	212,100	245,700	282,700			
	38	213,000	247,400	284,500			
	39	213,900	249,100	286,200			
	40	214,800	250,800	288,000			
	41	215,800	252,400	289,800			
	42	216,600	253,800	291,600			
	43	217,400	255,200	293,200			
	44	218,200	256,600	295,000			
	45	218,900	257,900	296,700			
	46	219,900	259,800	298,600			
	47	220,900	261,700	300,400			
	48	221,900	263,600	302,200			
	49	222,700	265,400	304,100			
	50	223,700	267,200	306,000			
	51	224,700	269,100	307,900			
	52	225,700	271,000	309,700			
53	226,600	273,000	311,600				

54	234,300	279,200	315,900
55	235,300	281,100	317,700
56	236,300	283,000	319,500
57	236,800	284,500	320,500
58	237,600	286,100	322,400
59	238,400	287,700	324,300
60	239,200	289,200	326,200
61	239,500	290,300	327,200
62	240,200	291,800	329,000
63	240,900	293,300	330,700
64	241,700	294,800	332,400
65	241,900	295,700	333,400
66	242,600	297,400	334,500
67	243,400	299,100	335,500
68	244,100	300,700	336,500
69	244,400	302,000	337,600
70	245,100	303,600	338,500
71	245,800	305,200	339,400
72	246,600	306,700	340,300
73	246,700	307,400	341,000
74	247,300	308,600	341,800
75	248,000	310,000	342,600
76	248,700	311,400	343,400
77	249,000	312,200	344,200
78	249,600	313,600	344,800
79	250,100	315,000	345,400
80	250,600	316,200	345,900
81	250,700	316,800	346,500
82	251,200	317,800	347,000
83	251,600	318,800	347,500
84	252,000	319,700	348,000
85	252,300	320,200	348,500
86	252,800	320,900	348,900
87	253,300	321,600	349,200
88	253,700	322,200	349,500
89	254,000	322,600	349,800
90	254,500	323,300	350,100
91	255,000	323,900	350,400
92	255,500	324,400	350,700
93	255,800	324,900	351,000
94	256,300	325,400	351,300
95	256,800	325,900	351,600
96	257,300	326,400	351,900
97	257,700	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

54	227,600	275,000	313,500
55	228,600	276,900	315,300
56	229,600	278,800	317,100
57	230,600	280,700	319,000
58	231,400	282,300	320,900
59	232,200	283,900	322,800
60	233,000	285,400	324,700
61	233,800	286,900	326,600
62	234,500	288,400	328,400
63	235,200	289,900	330,100
64	236,000	291,400	331,800
65	236,700	292,900	333,400
66	237,400	294,600	334,500
67	238,200	296,300	335,500
68	238,900	297,900	336,500
69	239,600	299,600	337,600
70	240,300	301,200	338,500
71	241,000	302,800	339,400
72	241,800	304,300	340,300
73	242,500	305,600	341,000
74	243,100	306,800	341,800
75	243,800	308,200	342,600
76	244,500	309,600	343,400
77	245,200	311,000	344,200
78	245,800	312,400	344,800
79	246,300	313,800	345,400
80	246,800	315,000	345,900
81	247,300	316,100	346,500
82	247,800	317,100	347,000
83	248,200	318,100	347,500
84	248,600	319,000	348,000
85	249,000	319,800	348,500
86	249,500	320,500	348,900
87	250,000	321,200	349,200
88	250,400	321,800	349,500
89	250,800	322,500	349,800
90	251,300	323,200	350,100
91	251,800	323,800	350,400
92	252,300	324,300	350,700
93	252,700	324,900	351,000
94	253,200	325,400	351,300
95	253,700	325,900	351,600
96	254,200	326,400	351,900
97	254,600	326,900	352,200
98		327,400	352,400
99		327,900	352,700
100		328,400	353,000
101		328,900	353,200
102			353,500
103			353,800
104			354,000
105			354,200
106			354,500
107			354,800
108			355,000
109			355,200
110			355,500

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に5,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

	111			355,700			
	112			355,900			
	113			356,100			
	114			356,400			
	115			356,600			
	116			356,800			
	117			357,000			
	118			357,200			
	119			357,400			
	120			357,600			
	121			357,800			
	122			358,000			
	123			358,200			
	124			358,400			
	125			358,600			
	126			358,800			
	127			359,000			
	128			359,100			
	129			359,200			
	130			359,400			
	131			359,600			
	132			359,700			
	133			359,800			
	134			360,000			
	135			360,200			
	136			360,300			
	137			360,400			
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に3,700円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第6 級別基準職務表（第3条関係）		別表第6 級別基準職務表（第3条関係）	
(1)～(3) [略]		(1)～(3) [略]	
(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表		(4) 教育職給料表(2)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	高等学校の主幹教諭、 <u>総括主幹教諭</u> 、 <u>専門官又は統括官</u> の職務	3級	高等学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]	[略]	[略]
(5)、(6) [略]		(5)、(6) [略]	
(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表		(7) 教育職給料表(5)級別基準職務表	
職務 の級	基準となる職務	職務 の級	基準となる職務
[略]	[略]	[略]	[略]
3級	小学校、中学校、義務教育学校	3級	小学校、中学校、義務教育学校

	又は特別支援学校の主幹教諭、総括主幹教諭、専門官又は統括官の職務
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員及び任期付フルタイム勤務職員の職務の級（第4条関係）

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当するものにあつては、63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得

	又は特別支援学校の主幹教諭の職務
[略]	[略]

(8)、(9) [略]

別表第7 育児休業代替任期付職員の職務の級（第4条関係）

[略]

附 則

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第14項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

(1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員 63歳

（職員退職手当金条例の一部改正）

第2条 神戸市職員退職手当金条例（昭和24年9月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ	第2条 この条例で「職員」とは、本市に勤務する者で常時勤務に服するこ

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者

2、3 [略]

（退職手当からの控除）

第20条 神戸市職員の給与等に関する

条例第23条第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。

（施行細則の委任）

第21条 [略]

附 則

第14条 令和7年3月31日に退職した

者であつて、次の各号のいずれにも該当するものに係る退職手当金条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「退職日給料月額」とあるのは「退職日給料月額（附則第14条に規定する者にあつては、退職日給料月額及び退職日給料月額に附則別表の左欄に掲げる退職日における年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の合計

とを要するものをいう。ただし、次に掲げる者その他規則で定める者を除く。

(1)、(2) [略]

(3) 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第4条又は第5条
の規定により採用された者

2、3 [略]

（施行細則の委任）

第20条 [略]

附 則

額。第9条の5第1項及び附則第3条において同じ。）」と、同項第1号中「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」とあるのは、「若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は附則第14条に規定する者」とする。

(1) その者が退職した日において、
地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項に規定する者のうち、介護業務に従事する職員（規則で定める者に限る。）であつたこと。

(2) その者が退職した日において、
満60歳未満であつたこと。

(3) その者が退職する日までに、本条の規定の適用を受けたい旨を記載した申出書を任命権者に提出し、任命権者の承認を受けたこと。

附則別表（附則第14条関係）

退職日における年齢	割合
満45歳以上満50歳未満	100分の45
満50歳以上満55歳未満	100分の40
満55歳以上満58歳未満	100分の30
満58歳以上満60歳未満	100分の20

(旅費条例の一部改正)

第3条 旅費条例(昭和27年7月条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 新たに採用された職員(本市の要請により国家公務員若しくは他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者又は<u>専門的な知識経験等を有する者</u>その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 赴任 新たに採用された職員(本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつた者その他市長が定める職員に限る。)がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。</p> <p>(4)、(5) [略]</p>

2、3 [略] <u>(赴任に伴う旅費の調整)</u>	2、3 [略]
第20条 [略]	第20条 [略]

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当等の支給)	(期末手当等の支給)
第1条 [略]	第1条 [略]
2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当等</u> を支給する。	2 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)のうち規則で定めるものには、職員の例により <u>期末手当</u> を支給する。
3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当等</u> を支給する。	3 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員のうち規則で定めるものには、フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める基準に従い、 <u>期末手当</u> を支給する。
附 則	附 則

<p>1～18 [略]</p>	<p>1～18 [略]</p> <p>19 フルタイム会計年度任用職員に支給する期末手当に関する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の135」とする。</p>
-----------------	--

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,300</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]	前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務1日につき <u>34,200</u> 円を超えない範囲内で任命権者が定める額。 ただし、任	[略]

<p>命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額</p>	<p>命権者が特に必要があると認められた場合は、勤務1月につき給与条例別表第5に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める額</p>
備考 [略]	備考 [略]

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第6条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、<u>統括官、専門官、総括主幹教諭</u>、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>	<p>第2条 [略]</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員であるものに限る。）及び実習助手をいう。ただし、人事委員会規則で定める者を除く。</p>
--	--

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第7条 神戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年3月条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p>
<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>	<p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 神戸市職員の給与等に関する条</p>

<p>例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項及び神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）第3条の2に規定する職</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>例（昭和26年3月条例第8号）第10条の6第1項に規定する人事委員会規則で指定する職</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	---

（災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正）

第8条 神戸市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成7年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項及び大規模災害からの復興に</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する災害派遣手当、武</p>

関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係）〔略〕

備考

- 1 この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、災害対策基本法第32条第1項若しくは大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第26条の8に規定する職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期

力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

別表（第2条関係）〔略〕

備考

- 1 この表において「本市の区域内に滞在した期間」とは、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）に規定する職員又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条に規定する職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。

間をいう。	
2 [略]	2 [略]

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年12月条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員を除く。)	(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の4第1項</u> 、 <u>第28条の5第1項</u> 又は <u>第28条の6第1項</u> 若しくは <u>第2項</u> の規定により採用された職員を除く。)
(2) 非常勤職員(地方公務員法 <u>第22条の4第1項</u> の規定により採用された職員を除く。)	(2) 非常勤職員(地方公務員法 <u>第28条の5第1項</u> 又は <u>第28条の6第2項</u> の規定により採用された職員を

(3)～(5) [略]

3 [略]

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員(以下「労務職員」という。)である派遣職員を除く。第6条及び第9条において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(報告)

第9条 [略]

除く。)

(3)～(5) [略]

3 [略]

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第1号に規定する地方公営企業に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員(以下「労務職員」という。)である派遣職員を除く。第6条及び第9条第1項において同じ。)のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(報告)

第9条 [略]

2 人事委員会の第2条第1項各号に規定する事務の処理に資するため、任命権者は、人事委員会規則で定め

<p>(報告)</p> <p>第19条 [略]</p>	<p><u>るところにより、企業職員である派遣職員及び労務職員である派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(報告)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>2 人事委員会の第10条各号に規定する事務の処理に資するため、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、企業職員である退職派遣者及び労務職員である退職派遣者の特定法人における処遇の状況等並びに企業職員である退職派遣者及び労務職員である退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。</u></p>
-----------------------------	--

(職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 神戸市職員の特種勤務手当に関する条例(平成18年1月条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="220 432 555 465"><u>(山間部等業務手当)</u></p> <p data-bbox="167 495 778 779">第15条 <u>山間部等業務手当は、経済観光局又は建設局に勤務する職員で次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p data-bbox="204 1122 778 1529">(1) <u>鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務 日額450円</u></p> <p data-bbox="204 1559 778 1720">(2) <u>山間部等の劣悪な自然環境の場所における調査等の業務のうち規則で定めるもの 日額300円</u></p> <p data-bbox="220 1749 571 1783"><u>(教育委員会職員手当)</u></p> <p data-bbox="167 1812 778 2029">第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p data-bbox="863 432 1198 465"><u>(鳥獣捕獲業務手当)</u></p> <p data-bbox="815 495 1430 1093">第15条 <u>鳥獣捕獲業務手当は、経済観光局に勤務する職員で鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条第1項の規定により本市が策定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲のために山間部で行う業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額450円とする。</u></p> <p data-bbox="863 1749 1214 1783"><u>(教育委員会職員手当)</u></p> <p data-bbox="815 1812 1430 2029">第37条 教育委員会職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する者に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（教育委員会規則で定めるものを除く。）のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、統括官、専門官、総括主幹教諭、主幹教諭、教諭及び助教諭（本務として夜間学級に従事する者に限る。）の職務 その者の給料月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第43号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

3 給与条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料を支給される職員に対する第37条第6号の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とす

(1)～(4) [略]

(5) 小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（教育委員会規則で定めるものを除く。）のうち2以上の異なる学年の児童又は生徒で編制されている学級に係る業務 日額290円

(6) 夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、主幹教諭、教諭及び助教諭（本務として夜間学級に従事する者に限る。）の職務 その者の給料月額（義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第43号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。）に100分の10を乗じて得た額を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

附 則

1、2 [略]

る。

(職員退職手当金条例の特例に関する条例の廃止)

第11条 神戸市職員退職手当金条例の特例に関する条例(令和2年3月条例第47号)は、廃止する。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第12条 神戸市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和4年3月条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員(同法 <u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の本市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(損害賠償責任の一部免責)</p>

第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の4第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

(1)～(4) [略]

第2条 市長等が本市に対して損害賠償責任を負う場合において、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について、責任を免れさせる。

(1)～(4) [略]

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第13条 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 （新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置）	附 則 （新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置）
第13条 暫定再任用職員の給料月額	第13条 暫定再任用職員の給料月額

は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 [略]

（新給与条例における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第18条の規定によりみなして適用する第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務

は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第3条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 [略]

（新給与条例における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第14条 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第18条の規定によりみなして適用する第10条の規定による改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務

職員の勤務時間を、一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 [略]

(改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第19条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下「派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定を適用し、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、派遣条例第2条第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

(施行細則の委任)

第20条 [略]

職員の勤務時間を、一般の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 [略]

(施行細則の委任)

第19条 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第9条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条の規定並びに第13条の規定による改正後の神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第19条及び第20条の規定は、令和5年4月1日より適用する。

(職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定の失効)

- 3 第2条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例附則第14条及び附則別表の規定は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(施行細則の委任)

- 4 第1条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第2条から第4条まで及び第10条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

理 由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施する等に当たり、条例を改正する等の必要があるため。